

被 処 分 者	認 定 番 号	青森県公安委員会 第 200030 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ハッピー代行サービス
	主たる営業所が所在する市区町村	青森市
処 分 年 月 日		令和7年6月26日
処 分 内 容		認定取消し
処 分 理 由		6か月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないため
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第3号
処分を行った公安委員会		青森県公安委員会